

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年7月18日（平成29年（行情）諮問第302号）

答申日：平成30年11月2日（平成30年度（行情）答申第300号）

事件名：特定の指針を受けて特定公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（運用指針も含む。）（以下「指針」という。）を受けて特定公益法人が経済（通商）産業大臣に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月8日付け20161219公開経第2号により経済産業大臣（以下「経済産業大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

特定公益法人の民営化がなされている以上、監督官庁として経済産業大臣は、本件開示請求に係る文書を取得しているはずである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

##### （2）意見書

本件対象文書を以前保有していたが廃棄した場合は、保有期間及び廃棄年月日を提出してほしい。

また、特定公益法人の民営化前後の各定款の内容も当然提出されていると思うので、民営化前後の各定款の内容を提出してほしい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は存在しないため、平成29年2月8日付けで不開示とする原処分を行った。

#### 2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件不開示決定について、該当の行政文書を経済産業省は保有しているはずである旨を主張しているもので、不存在であることについて、以下具体的に検討する。

特定公益法人について、平成10年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における指針による営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面は存在しない。なお、同法人が民営化されているため、文書を取得しているはずであるとのことだが、これは定款の変更という別の手続によってなされたものである。よって、開示請求時点において請求されている行政文書は保有しておらず、不存在による不開示とした原処分は妥当である。

なお、請求のあった行政文書について、担当部署において現在行政文書登録をしている文書はないものの、念のため、本件開示請求を受けた際に担当部署において、文書自体の存否、記載の有無等を探索したが、実際に本件開示請求に該当する文書を保有していなかったことから原処分を行った。

また、審査請求を受けた際に再度担当部署において文書を探索したが、本件開示請求に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年7月18日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月24日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年10月9日 | 審議            |
| ⑤ 同月31日      | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成10年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における指針を受けて特定公益法人が経済産業大臣又は通商産業大臣に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 特定公益法人は、平成15年6月の閣議決定「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を踏まえ、収益事業を同法人から分離・事業譲渡することについて検討を行い、その結果、特定年1に定款変更に至ったのであって、指針に基づく営利法人等への転換は行っていない。

イ 総務省発行の特定年度2「公益法人に関する年次報告」には、指針に従って、特定年度1に営利転換を行った法人が複数あったとされており、同年次報告の資料によると、特定公益法人を除く当該複数法人がそれぞれ「指針に従って営利転換済」と整理されており、特定公益法人の営利法人等への転換については、指針に基づくものとの整理はなされていない。

ウ したがって、経済産業省は、本件対象文書を取得も保有もしていない。なお、本件開示請求及び審査請求を受け、その都度、経済産業省の関係部局において、念のため、書架・書庫等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

エ 仮に、特定公益法人が指針に基づく営利法人等への転換の計画に関する文書を経済産業大臣に提出していたとしても、その提出時期は、同法人が上記定款変更に至った特定年1以前と考えられる。そこで、仮に当該文書の保存期間の起算年月日を特定年1の末日として、同日時点で有効であった平成14年4月1日改正の経済産業省行政文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）を確認したところ、同規程別表の行政文書の区分3「(2) 民法第34条の規定により設立された法人の業務の実績報告書」において、指導監督の結果報告等の保存期間は5年と規定されており、本件開示請求日時点では、当該特定年1の末日から5年以上が経過しているため、保存期間が満了していることから、既に廃棄されていたことになると考えられる。

(2) 諮問庁から特定年度2「公益法人に関する年次報告」及び文書管理規程の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)イ及びエの説明のとおりであると認められることから、特定公益法人が指針に基づく営利法人等への転換は行っておらず、本件対象文書を取得していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久